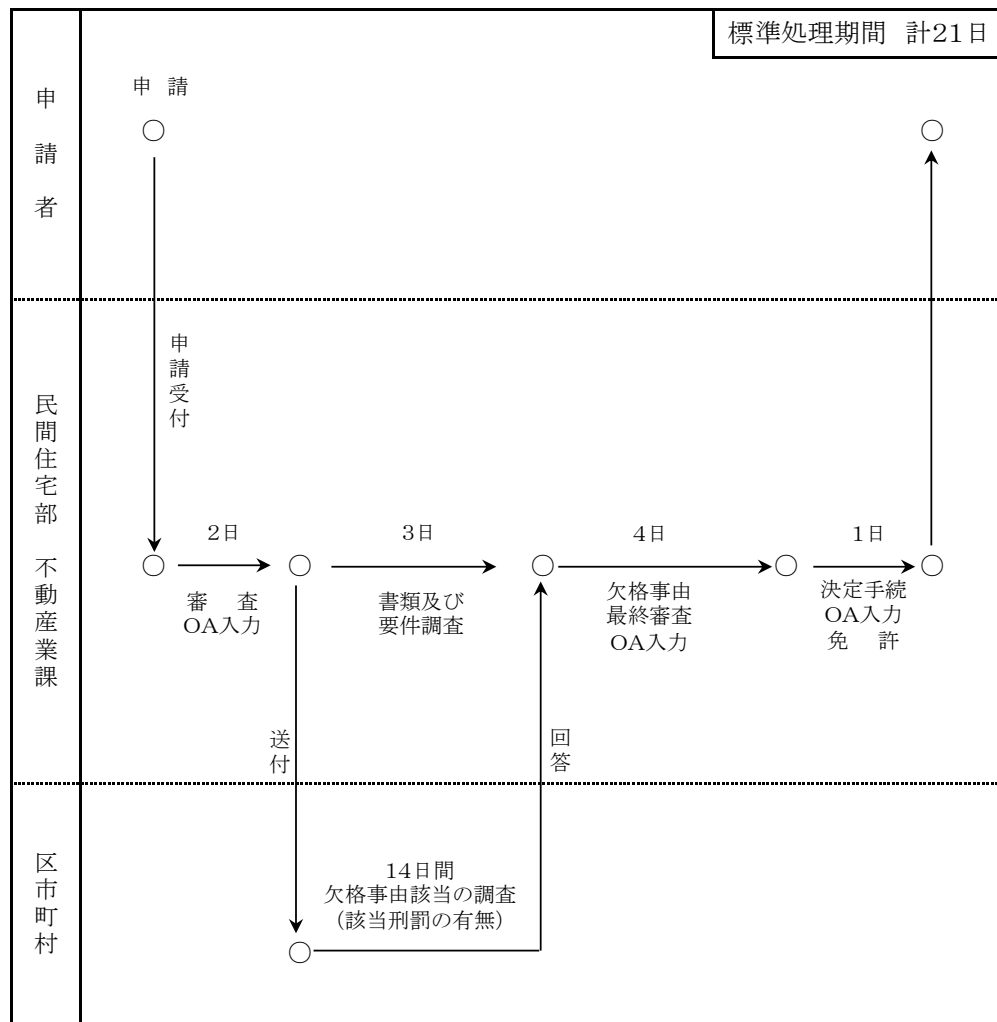


事務処理フロー図

作成部署 住宅政策本部民間住宅部不動産業課免許担当 電話30-393

事務名 宅地建物取引業者東京都知事新規免許事務

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

| 項番 | 項目 | 説明 |
|----|------------------|---|
| 1 | 申請時審査 | 宅地建物取引業法(以下「法」といいます)第4条に基づき提出された申請書に、記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。 |
| 2 | OA入力 | 法第8条第2項に規定する申請法人の商号、役員の氏名等名簿記載事項を入力します。 |
| 3 | 欠格事由 該当刑罰調査 | 申請者及び役員等が、法第5条第1項第3号等に該当するか否かを区市町村に照会します。 |
| 4 | 書類及び 要件調査 | 申請書及び添付書類の不備等の再審査をします。事務所要件、専任の取引士の専任性の再審査をします。 |
| 5 | 最終審査 OA入力 | 3、4、5を総合的に判断し、免許要件の有無を最終的に審査するとともに、3に該当しない旨をOA入力します。 |
| 6 | 決定手続、 OA入力、免許 | 免許の諾否につき、不動産業課長が決定します。決定された免許につきOA入力します。 |
| 7 | 通知 | 申請者に通知します。 |